

中国産冷凍ほうれん草の残留農薬問題の経緯

日付	動向
2002年3月16日	民間団体が、中国産冷凍ほうれん草から基準値を超えるクロルピリホスを検出したと報道。
3月20日	日本検疫所でモニタリング検査開始
4月22日	違反発見により検査の対象を全届出に。
4月26日	検査数を2倍に強化(6月4日に4倍、6月14日に8倍に強化)
5月14日	中国政府に原因調査を要請(21日に再び要請)
5月20日	ディルドリンの基準違反発見。中国大使館に原因調査報告を要請。
6月1日	法違反に係る輸入者名の公表開始
6月4日	中国政府に対策が不十分なほうれん草の輸出自粛要請
6月9～14日	厚労省担当官を中国へ派遣
7月1日	来日した質検総局担当官に、厚生労働省より、違反が継続していることを伝え、善処を求め、試験方法、輸出前検査データ等の提出を求める。
7月9日	自民党より厚生労働大臣宛「中国産冷凍ほうれん草問題への対応に係る要請」
7月10日	輸入業者に輸入自粛指導

日付	動向
7月19日	衆議院厚生労働委員会「食品衛生法の改正」提案
7月22日	第1回局長級会議(北京)
7月31日	参議院本会議にて改正法案可決・成立
8月26日	検査命令の実施
9月7日	改正食品衛生法施行
9月27日	質検総局より厚生労働省へ書簡が到着
10月8～9日	局長級協議(東京)
2003年2月26日	輸入自粛解除
5月20日	自粛解除後に違反発見(2件)
5月29日	違反発見(3件目)
7月31日	違反発見(4件目)
11月4日	局長級協議(東京)
2004年2月12日	局長級協議(東京)
3月29～4月3日	現地調査実施
5月14日、29日	2件違反、1件違反
6月17日	輸入自粛一部解除(指定27工場のみ)
7月31日	1件違反
2005年8月10日	輸入自粛解除に18工場を追加

中国の食品安全関連行政組織

国家質量監督檢驗檢疫總局(質檢總局)

国家食品藥品監督管理局

国家工商行政管理總局、

衛生部、 農業部、 稅關總局、

公安部、 鐵道交通管理部、 環境局

中国国内の安全対策

中国の残留基準値設定農薬抜粋

検出不可

食用油 (アルジカルブ、ジクロルボス、ジメトエート、
フェニトロチオン、マラチオン、ホレート)

西瓜・蔬菜 (パラチオン、ホレート、マラチオン)

低濃度規制

0.005ppm 甘藷・柑橘(カズサホス)

0.01ppm 食用油(フェンチオン)、牛乳・乳製品(リンデン)

中華人民共和国食品衛生法第9条より抜粋

無公害食品行動計画

国務院2001年4月制定、農業部4つの政策実施

- ①農産品質量安全法(2006. 11施行)を制定し、18農薬の禁止と9農薬の使用制限実施
- ②農産物の安全に関する監視・監督強化
- ③無公害食品生産支援と加工・流通への政策的支援
- ④北京市、天津市、上海市、深せん市で無公害食品生産支援を実施し周辺への拡大を図る

無公害食品白菜蔬菜 基準

農藥檢出指標

BHC	≤ 0.2	phoxim	≤ 0.05	carbendazim	≤ 0.5
DDT	≤ 0.1	dichlorvos	≤ 0.2	chlorothalonil	≤ 1
Malathion	ND	cypermethrin	≤ 1	As	≤ 0.5
Dimethoate	≤ 1	deltamethrin	≤ 0.5	Pb	≤ 0.2
Acephate	≤ 0.2	fenvalerate	≤ 0.5	Hg	≤ 0.01
Fenitrothion	≤ 0.5	cyhalothrin	≤ 0.2	Cd	≤ 0.05
Chlorpyrifos	≤ 1	pirimicarb	≤ 1	F	≤ 0.5
trichlorfon	≤ 0.1	chlorbenzuron	≤ 3	亞硝酸鹽	≤ 4

有機食品

農業用化學物質不使用
民間主体

綠色食品

農業用化學物質減使用
民間主体

無公害食品

禁止化學物質不使用
政府主導

高毒性有機リン農薬の三段階規制

(中華人民共和国農業部公告第322号 2004. 2.12)

人民の安全と健康、環境保全、市場競争力高揚等のため、高毒性5農薬（メタミドホス、パラチオン、パラチオンメチル、モノクロトホス、フォスファミドン）の農業上の使用を段階的に規制する。

2004年1月 製剤登録抹消

2005年1月 原体製造業社の保有する製剤の使用を綿花、水稲、とうもろこし、小麦の4作物に限定

2007年1月 使用を全面禁止（輸出用原体製造を除く）

中華人民共和國農產品質量安全法

(農產物品質安全法)

中華人民共和國主席令第49号(2006年4月29日公布、11月1日施行)

第1章 総則

- ・農產品の品質の安全、公衆の健康維持、農業・農村の経済の発展のために本法を定め、農業部が主管する
- ・本法の農產品とは「初級農產品」であり、農作業により得られる植物、動物、微生物・微生物産物をさし、人の健康と安全を保障するために制定する

第2章 農產品質量安全標準

強制的技術標準(化学物質・毒物・微生物汚染等不適合品の販売禁止)

第3章 農產品産地

大気・水・土壌・廃棄物・薬物・資材等による汚染指定地域の農産物生産禁止

第4章 農產品生産 (農業資材関連法規充実・関連知識教育指導強化、生産記録等)

第5章 農產品包装・表示 (偽装表示禁止、生産者・産地・保障期間・等級等表示)

第6章 監督検査 (有害物質汚染・基準値違反品販売禁止、安全情報の公開等)

第7章 法律責任 (違法行為責任追及、販売免許停止、罰金2千元~2万元、

第8章 付則



